

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①出勤者数の申告について

5月24日、MOMは出勤者数等の情報申告等について発表を行いました。

<主なポイント>

- ・雇用主は、5月28日までに現場への出勤者数の情報を下記サイトから申告しなければならない。 <https://covid.gobusiness.gov.sg>
- ・申告された労働者数に関わらず、従業員が在宅勤務を行える場合には、在宅勤務を行う必要がある。
- ・在宅勤務が可能な従業員が、現場で勤務していることが判明した場合、上記サイトから申告された人数であったとしても、雇用主に対して強制的な措置が取られる。
- ・職場でしか利用できない機器へのアクセスが必要な職務である等、仕事の性質上、自宅で働くことができない従業員のみが現場で勤務することができる。
- ・現場で勤務しなければならない従業員がいる場合、適切な SMMs (Safe Management Measures) が求められる。
- ・職場での SMMs 違反は、アプリ “SnapSAFE” を通じて報告することができ、通報者の身元は機密情報として扱われる。

詳細は下記 MOM のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mom.gov.sg/newsroom/press-releases/2021/2405-increased-enforcement-of-smm-at-workplaces-during-phase-2-heightened-alert>

以上

<本件担当> JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中! like! us on [JCCI facebook](#)